

入札説明書

福岡県朝倉県土整備事務所が調達する耐水性常温合材に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和6年3月28日（木）

2 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

令和6年度耐水性常温合材単価契約

(2) 契約期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

(3) 履行場所

福岡県朝倉県土整備事務所（朝倉市甘木2014-1）

3 入札参加資格

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者〔競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）登載者〕

4 入札参加条件

令和6年4月11日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13菅達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）において、業種品目 09-02（土木工事用材）で、格付が AA 又は A 等級であること。
- (6) 福岡県内に本・支店又は営業所等を有し、取引希望地区が全県又は筑後地区である

こと。

5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県朝倉県土整備事務所 総務課会計係

〒838-0068 朝倉市甘木 2 0 1 4 - 1 電話番号 0946-22-3912

6 入札参加申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和6年4月11日(木) 17時

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。
(ただし、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)には受領しない。)

(4) その他

ア 入札参加の申し込みをしない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。

エ 提出書類は返却しない。

7 入札参加資格

入札参加資格の確認結果は令和6年4月22日(月)までに通知する。

8 入札に参加できないと決定した者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと決定された者は、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和6年5月2日(木)17時までに書面(様式自由)を提出しなければならない。(ただし、県の休日は除く。)

(3) 書面は5の部局に郵送又は持参するものとする。

(4) 理由は、説明を求めた者に対し令和6年5月15日(水)までに書面により回答する。

9 仕様等に関する質問及び回答

(1) 質問書の受付

仕様等に対する質問がある場合には、書面によるものとし、5の部局への持参又は郵送により提出すること。(電送によるものは受け付けない。)

(2) 受付期間

令和6年3月29日(金)から令和6年4月22日(月)までの県の休日を除く
毎日、9時から16時まで

(3) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、福岡県庁ホームページに掲載する。

期間 令和6年4月23日（火）から令和6年5月16日（木）まで

1 0 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和6年5月16日（木）15時00分

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。
(ただし、県の休日には受領しない。)

(4) 入札参加者

入札者又はその代理人によるものとし、代理人が入札に参加するときは、委任状
(別紙様式)を提出し、入札書には、会社名及び代表者名と代理人の氏名を併記する
こと。(押印不要)

(5) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

1 1 開札の場所及び日時

(1) 場所 福岡県朝倉県土整備事務所 入札室

(2) 日時 令和6年5月16日（木）15時30分

(3) 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8 第4項の規定により再度の入札を行う。再度の入札は、直ちにその場で行う。

(4) 再度の入札を行う場合において、13に規定する無効入札をした者は、これに加わ ることができない。

(5) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、最低価格の入札書を提出した者と随 意契約を行うことがある。

1 2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込)×発注予定数量の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる
担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込)×発注予定数量の100
分の5以上を保険金額とし、入札日以前から令和6年6月1日までを保険期間と
するもの)を締結し、その証書を提出する場合

- イ 過去2年の間に本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- ウ イの「規模をほぼ同じくする契約」とは、見積金額（税込）×発注予定数量の20%を超える契約とする。

（2）契約保証金

契約単価（税込）×発注予定数量の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価（税込）×発注予定数量の100分の10以上を保険金額とし、契約締結の日から令和7年3月31日までを保険期間とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- ウ イの「規模をほぼ同じくする契約」とは、契約単価（税込）×発注予定数量の20%を超える契約とする。

1.3 入札の無効

次の入札は無効とする。

- （1）入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- （2）法令又は入札に関する条件に違反している入札
- （3）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- （4）所定の場所及び日時に到達しない入札
- （5）入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- （6）入札保証金が1.2（1）に規定する金額に達しない入札
- （7）金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- （8）入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- （9）入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

1.4 落札者の決定方法

- （1）予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- （2）落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成を要する。
- (3) 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。
- (4) 暴力団排除を徹底するため、落札者は、契約の締結にあたっては別紙「誓約書」を提出すること。なお、別紙「誓約書」を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。